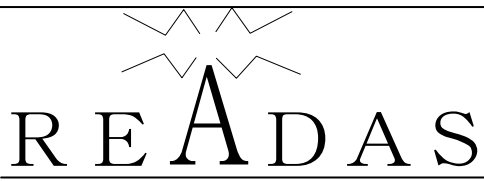


第 5518 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2016年)平成28年 7月27日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ 国外のディスカウント債の譲渡損

Q：国外で発行されたディスカウント債を譲渡したら、譲渡損失が生じました。このディスカウント債は、通常よりも低い利率で、発行価額が額面金額よりも低く設定されていて、償還時には額面で償還される債券です。この譲渡損失はどのような取扱いになりますか？

A：次のような取扱いになります。

【解説】

譲渡損失は、譲渡した時期によって次のように取り扱われます。

- ①平成27年12月31日以前に譲渡した場合
国外で発行されたディスカウント債は、平成27年12月までは所得税が非課税とならない公社債に該当しないものとして取り扱われていたことから、その譲渡損失の金額はないものとみなされ、他の所得との損益通算はできないこととなります（譲渡益がある場合は非課税となります）。
- ②平成28年1月1日以後に譲渡した場合
平成25年度の税制改正によって、平成28年1月以降、公社債は、株式等と同様、原則として申告分離課税の方法による譲渡所得の課税対象となりました。したがって、譲渡損失の金額が発生している場合は、一般株式等又は上場株式等の区分に応じ、その公社債が一般株式等であるときは他の一般株式等の譲渡益と、その公社債が上場株式等であるときは他の上場株式等の譲渡益とそれぞれ通算することができることとなります。

